

第 9 4 号議案

中野区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和元年 1 1 月 2 6 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

災害弔慰金の支給等に関する法律等の改正に伴い、災害援護資金の借受人等の収入等の状況の報告等について規定を整備するとともに、災害弔慰金等支給審査委員会を設置する必要がある。

## 中野区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

中野区災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年中野区条例第32号）の一部を次のように改正する。

第18条中「及び保証人が死亡し、又は」を「が死亡したとき、」に、「、援護資金」を「援護資金」に、「は、当該償還すべき金額」を「又は破産手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定を受けたときは、当該援護資金の償還未済額」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 借受人が、第22条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (2) 保証人が、当該援護資金の償還未済額を償還することができる  
と認められるとき。

第19条第1項に次のただし書を加える。

ただし、借受人が、第22条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでない。

第21条の次に次の2条を加える。

（報告等）

第22条 区長は、償還金の支払を猶予し、又は援護資金の償還未済額の全部若しくは一部の償還を免除するか否かを判断するために必要があると認めるときは、借受人又はその保証人の収入又は資産の状況について、借受人若しくはその保証人に報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求めることができる。

（中野区災害弔慰金等支給審査委員会）

第 2 3 条 法第 1 8 条の規定により、中野区災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、区長の諮問に応じ、弔慰金及び見舞金の支給に関する事項を調査審議し、答申する。

3 委員会は、委員 5 人以内をもつて組織し、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する。

(1) 医師

(2) 弁護士

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、区長が必要と認める者

4 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

5 前 3 項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、規則で定める。

付則第 3 項中「第 1 3 条第 1 項」を「第 1 4 条第 1 項」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 1 条の次に 2 条を加える改正規定（第 2 3 条を加える部分に限る。）及び附則第 4 項の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の第 2 3 条第 3 項の規定による委員の委嘱に係る手続その他必要な行為は、前項ただし書に規定する改正規定の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

3 改正後の第 1 8 条、第 1 9 条第 1 項及び第 2 2 条の規定は、令和元年 8 月 1 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

4 改正後の第 2 3 条の規定は、令和元年 8 月 1 日以後に生じた災害

により死亡した区民の遺族に対する災害弔慰金の支給及び当該災害により負傷し、又は疾病にかかった区民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。